

第四十回 参議院地方行政委員会會議録第四号

昭和三十七年二月六日(火曜日)
午前十一時四十二分開会

委員の異動

本日委員津島壽一君及び西田隆男君辭任につき、その補欠として近藤鶴代君及び青柳秀夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君
理事 秋山 長造君
委員 青柳 秀夫君
近藤 鶴代君
西郷吉之助君
館 哲二君
鍋島 直緒君
湯澤三千男君
松澤 兼人君
矢嶋 三義君

政府委員

警察庁刑事局長 新井 裕君
自治政務次官 大上 司君
自治省選挙局長 松村 清之君
事務局側 常任委員 福永与一郎君
会専門員 会専門員 茨木 広君

説明員

自治省財政 局理財課長 茨木 広君

本日の会議に付した案件

○昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震に

よる災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査(選挙に関する件)

○委員長(小林武治君) ただいまから委員会を開会いたします。

本日は、昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。御質疑の方は御発言願います。

○矢嶋三義君 内閣を代表して官房長官あるいは副長官の出席を願っているわけですが、まだお見えになりませんから、法案担当当局の自治省に対して若干お伺いいたします。

この母法は、三十六年十月三十一日に本院の本案で可決されているのでありますが、この際、院の決議として、十四法案の内容に準じ、同様趣旨の立法措置を次の国会において必ず講ずることと、全会一致で可決されているわけですが、行政府はこの方針でやられたのか、この点ひとつお答え願いたいと思います。

○政府委員(大上司君) ただいまの御質問の点につきましては、その方針にのっとってやりました。

○矢嶋三義君 あなたのところも関係省庁で若干お伺いしますが、それでは、

一部改正法律案は、全部で何本国会に現在まで出されておりますか。

○政府委員(大上司君) 四法律案を出しております。なお、一つにつきましては、行政措置でやるべく準備を進めております。

○矢嶋三義君 四本出されたということですが、おそろく、これですべてだと思ふのですけれども、先国会では十四本出されているわけですが、その十四本が四本に集約された理由は、どういふところにありますか。

○政府委員(大上司君) その点につきましては、事務局より詳細に説明させていただきます。

○説明員(茨木広君) 自治省所管のもの、ただいま御提案申し上げておる起債の特例だけでございますが、その他各省の關係につきましては、現在出しております四つ以外には該当事項がないというところの結果、要するに十月以前のものとして十月以降のものに比較しまして、該当事由がないということ、法律の適用範囲を広げる必要がない、こういうことになったわけでございます。

○矢嶋三義君 これ以上の質問は、自治省に対して適當でないですから、あと官房長官に伺うことにして次に質問を続けます。

要請によってここに資料が出ておりますが、この旧法の改正によって、改正の対象となる被害額は総計四億一千百万円、かように了承していいんですか。

○説明員(茨木広君) 被害額の実際の確定数字は、いろいろの団体から申請が上つて参りまわつてから、それぞれ検討の上確定されるわけでございますが、現在の段階においては、一応公共査定額から推計をいたしまして、その準備を整えておくと、こういうふうな態勢をとつておるわけでございます。

で、そういう態勢のもとに、起債の資金のほうの準備を地方債計画に追加をいたして準備をするということでございますが、そういうことで推計いたしましたものが、お手元に出してありますような四億一千百万円になる、こういうことでございます。

○矢嶋三義君 では、本法によって行なえる起債の総額は、およそどの程度になる予定ですか。

○説明員(茨木広君) 本法全体といたしましての分をいいますと、大体草の本年度の災害額総額から、大体その一割ぐらいというふうになります。が、現在のところ、過去のものと全部合わせまして十九億程度の額になるもの、こういうふうに推定をいたしております。

○矢嶋三義君 原資はどこから求められますか。

○説明員(茨木広君) 全部政府資金を予定いたしております。

○矢嶋三義君 先国会で母法が成立したときに、政令の制定が早急に行なわれるように要請されておるのですが、これらは全部処理済みでありますか、いかがですか。と申しますことは、私

は、先国会の末期に就いて災害が起つた、そこで本院で決議しまして、そうして行政府が次の国会において、準じた立法措置をされるように要請がなされた、それに基づいてその補正予算と本法律案等が提出されて参つておるわけですが、こういう方向づけがきまつたならば、適切にして迅速なる行政指導によつてもう少し災害復旧が進まなくちゃならぬと思ふのですけれども、年が明けて現地を若干回つてみますと、放置されておるところが非常に多いわけですね。このことは、政令の制定その他行政指導、運用等に全きを期してない点があるのじゃないかと推測せざるを得ないわけですが、そういう立場からお伺いいたしますが、いかがでありますか。

○説明員(茨木広君) 御趣旨のようなことで災害のほうの關係の事務は全般的に取り扱つておるわけでございます。御指摘の政令、省令等につきましては、法律がきまるとすぐそれぞれの所要の手續を終わらしまして、十二月十六日の次官通牒をもちまして、それらの法律、政令、省令等の趣旨の徹底をはかるようにいたし、同時に、県の地方課長會議を招集いたしまして、各市町村に対しまして、その指導を實施いたしたような次第でございます。

御案内のように、災害の中には、公共災害として補助のつきましますものと、それから単独災害といたしまして、県、市町村が単独で実施いたしますものと分かれるわけでございます。

で、補助のつきましますものにつきまします。大よそ当該年度三割、翌年度五割、その次二割という事で、三・五・二の比率でもって災害復旧が実施される、こういうようなことになっております。したがって、相当のものが残事業量として、お回りになりますと、現在残っているような実情が見られるわけでございます。

それから小災害のほうの問題につきましては、一応国の公共査定官が回りまして、補助対象になりますものについて、一応ずつと現地を査定するわけでございます。そうしますと、それから落ちて参つたものが単独災害復旧事業のほうに回ってくる。また、単独災害復旧事業のうちで、三万円以上あるいは五万円以上というような額のものがこの小災害の特例法の対象に入ってくる、こういうような事務の順序になります。関係上、ちよと単独災害関係のものは、現在それぞれ申請が出てきておる、こういうようなことに相なっているわけでございます。その間において、それぞれの関係の団体が施行を急ぎますものについては、財政調整資金等の起債前借りをやりまして復旧に当たるというふうなものも出て参るわけでございます。全体といたしましては、御質問のような気持で事務を進めているわけでございますので、御了承いただきたいと思います。

○矢嶋三義君 あなたの答弁に關する限りは、了としますがね。しかし、現地における復旧状況が言葉のとおりに進んでいない点に、私は、行政官庁の熱意と申しますか、熱意はあるんでしようが、何か僕は欠陥しているんじゃないかという感じがいたします。

が、その点については、特に今後とも御配慮いただきたいと思う。

で、具体的に伺いますが、政令で定める地域は、一部改正法律案の母法については、いつおきめになりましたか。また、この一部改正に伴う部分についての政令で定める地域は、いつおきめになられる予定でありますか。このことは、早く進まないという、災害地は財政、予算面から、災害復旧のめどが立たないわけですね。僕は、これがやはり復旧がおくれている一つの大きな理由になっていると思うのです。したがって、この質問をするのですが、前国会で成立した部分については、政令地域の指定は、いつなされたか。それから、この一部改正法律に伴う対象となる地域、政令で定める地域は、いつなされる予定であられるか伺いたい。

○説明員(栗木広君) この政令で指定したしております基準は、抽象的に書いてございまして、当該団体で計算をいたしまして、その条文に該当いたしますと自動的に申請をいたして、こういうことになっているわけでございます。

内容的に申し上げてみますと、歳入欠陥債、それから災害対策債の法第一条関係のものにつきましては、公共土木施設等補助事業費、それから国の直轄事業で行なわれました災害復旧事業、それから公立学校のやはり災害復旧の補助事業、農林水産業施設関係の災害復旧補助事業、これらの合計額が、その地域、要するにその団体の中で行なわれました額を合計いたしまして、当該団体の標準収入額、これをこえる団体でありまして、かつ歳入欠

陥債または災害対策債の合計額が、都道府県五大市でございまして一千万円、人口三十万人以上の市でございまして五百万円、人口十万人以上三十万人未満の市でございまして三百万円、それから人口五万以上十万人未満の市でございまして百五十万円、その他の市町村でございまして八十万円、こういうような額に相なりますと、当該市町村は政令で定める団体ということになりましてこの起債の対象に相なる、こういうことになるわけでございます。

それから第二条のほうのものでございまして、これは三つございまして、一つは、ただいま申し上げましたような公共土木施設、それから公立学校関係の施設、これらの小災害復旧事業の起債額の合計額が、ただいま申し上げました限度額をこえます団体、これが一つ。それから公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法の規定によりまして、指定された地域として指定された地域において施行されます公共土木施設の小災害復旧事業費の起債額が、ただいま申し上げましたようなそれぞれの限度額をこえる団体、これは要するに今回出ました特例法のほうで指定された地域に指定されます地域についてでございます。同様に、公立学校関係の建物についても特例法が別途制定されておりますので、その公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法、この規定によりまして指定地として指定された地域に指定地として指定された地域において小災害復旧事業の起債額が限度額をこえます場合、この三種類について公共土木及び公立学校等の施設の小災害債を起すことができる団体、こういうことに相なるわけでございます。

農地等の小災害債につきましましては、やはり農林水産業施設に關係いたします補助事業関係の事業と、それから小災害復旧事業の合計額が八百万円をこえますところの市町村というのが一つの条件になります。その市町村につきましまして、農地の小災害復旧事業につきましましては十分の五、それから農業用施設及び林道の災害復旧事業費につきましましては十分の六・五の範囲内において起債をすることができるようになります。したが、その合計額が、先ほどの限度額に達します団体、こういうことに相なるわけでございます。

大体そういうような標準をとった政令になっておりますので、それぞれの団体において、自分の内部の災害額を計算いたしまして、それぞれの数値に該当いたしまして、申請をいたして指定された団体として申請をいたして参る、こういうことになるわけでございます。

○矢嶋三義君 今、まあ詳細な御説明がありましたが、その骨子は、この法律二百二十二号に書いてあるように、政令で定める、その分を御説明になつたと思うのですがね、私、非常に不思議に思ふのは、そういう基準が示されて、国の災害復旧に關する施策の方向づけがきまつているにもかかわらず、地方に行つてみますと、林道がこわれたらそのまゝにして、通らない状況にして、ちよとした道なんかというのの通行のためのまゝになっております。まあ幹線道路というものは、公共土木関係でこれは非常に重大だから早くやつ

ていますかね。小災害なんか特にその部類に入りますかね。地元住民の生活には非常に關係の深いそういう道はほつたらちしてすよ。それから農地等につきましても、来年の植付までに間に合つかないと疑うくらいに、石ころなんか入つたままで放置されているので、さうね。しかし、どこに欠陥があるのですかね。地方公共団体の担当官のなには不足なんですかね。どこに早く復旧しない原因があるのでしょうか。私はそこに疑問を持つわけですが、それです。それから、国の施策が早急に浸透することを祈望しながら、また指導当局のあなたに御要望も含めながら伺つておるのですが、どういふところに原因があるかと御判断になりますか。

○説明員(栗木広君) 私ども、現地に勤務したこともあり、またいろいろお話を承つての範囲内の知識でございまして、災害が起きますと、県も、市町村も、まず第一に取りかかるのは、補助対象になると思われまします。この公共事業の復旧の準備、あるいはその関係書類の申請その他に全力をあげる、それが一段落つきましてから、小災害、あるいは単独災害のほうの準備にかかる、大体こういうふうな手順になるようでございます。そのような関係で、御意見のような点が出て参るのではなからうかというように実は考へております。もちろん一車線の交通路を開くというふうな意味の緊急の工事は一番最初に手をかけるようでございますけれども、それが一応道路が開かれますと、それが一応道路よりな順序に従つて仕事を進めてく

る、これが現在の日本における災害復旧のやり方になっておるといふようなことじゃないかと思っております。

それから、農地のほうになりますと、大抵翌年度の植え付け期までに間に合うように災害復旧をやつていく、こういう順序になつてくるというふうなことのようで、そういうふうになっております。

○矢嶋三義君 内閣を代表する意味で、官房長官あるいは副長官の出席を願つたのですが、まだおいでにならないようですから、政務次官に何つて質問を終わりますが、前国会参議院の本会議でなされた附帯決議、これを、昭和三十七年の予算編成なり、あるいは今国会にたゞいま審議の対象になつていく法律案等を提出するにあつて、いかうに行政府においては善処されたのか、あまり具体的なことをお伺いできないかと思つたのですが、お伺いしたいと思つたのです。ちよつとそれだけではわからないかもしれないが、この本会議で決議されたのと関連づけて今度法案が出てきたわけですが、たとえばさつきからありました災害復旧事業の三カ年五・三二二、そういうものの改善をはかつて年限の短縮をはかれないか、あるいは大阪湾等の災害地に対する高潮対策について国庫負担率を現行三割を五割以上に大幅に引き上げるといふこと、地盤沈下対策の立法措置を講ずるとか、あるいは気象庁関係施設に対して、いろいろと具体的にあげて、全会一致で本会議で決議されているわけですね。さらに、先ほど申し上げましたように、十月下旬の九州、四国、近畿地方の風水害、火災等に対して、当時可決された十四法案

に準じて必ず措置を講ぜよという決議がなされておる。それに基づいてこれは出てきたわけですが、したがつて、決議のやりつぱなは困りますので、行政府では、これをどういふふうに取り組まれて、具体的に予算編成、あるいは国会に提出を予想されておる法律案の成文作業にあたつて、どういふふうな配慮をされておるのか。それは、あなたに何より、ほんとうは内閣を代表する官房長官のほうにほんとうだと思つたのですが、まだお見えにならないです。政務次官に一応お伺いしたいと思つた。

○政府委員(大上司君) 矢嶋先生の御質問に對しましては、冒頭にもお話をございまして、私では全内閣を代表するに少し荷が重いかと思つたのですが、ただ、その間において、われわれの省といしましては、さいぜんお話をございまして、いゝゆる決議案に基づいて本法律案を御審議願つておる。そこで、全体的としては大きい問題であると思つたので、何とぞ、この件につきましては、次回に私が責任を持つて官房長官をつれて参りますれば、官房長官から十分お聞き取り願うほうが間違いないかと思つたので、御了解願ひたいと思つた。

○矢嶋三義君 ただいまの質疑については、次回本法案の採決をする前までに、文書または口頭をもつて、内閣を代表するしかるべき人から答弁をしていただくように、委員長にお願い申し上げたいと思つた。本日はこれで質問を終わります。

○委員長(小林武治君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) 速記を始め

て。

本件についての質疑は、本日はこの程度にいたして、次の議題に移ります。

○委員長(小林武治君) 次は、地方行政の改革に関する調査を議題とし、選挙に関する件について質疑を行ないます。

○矢嶋三義君 私は、緊急な件として、行政府に要望を含めて十四、五分間伺いたいのですが、自治大臣はきょうお見えにならないませんか。

○政府委員(大上司君) 自治大臣は、予算委員会を通告を受けて、目下そこへ入つておるのですが。

○矢嶋三義君 私が要望を含めて伺いたい件は、かなり重要であります。その責任大臣でなければ、私としては十分満足できないのでなければ、しかし、非常に事は緊急でありますので、要点だけごく簡単に伺ひたいので、それから、政務次官並びに政府委員のほうからできるだけお答えいただき、それからその質疑の趣旨を責任を持つて自治大臣にお取り次ぎいただき、これを条件として質疑したいと思つた。

それは、この国会で重要法律案となるであろう選挙法の改正法律案に関する件ですが、御承知のごとく、議院で選挙制度審議会が法的に設けられるように可決されて、それが発足して、鋭意精力的に検討され、一部答申されているのは、御承知のとおりです。きょう私は、いずれ論議されることですが、これらについて多く論議しないです。ただ、この答申を受けて法案の

成文作業をやつておる事務局並びに行政府が、これを尊重するといふことが、特定の政党なり一部の政治勢力によつて曲げられるというふうなことは、選挙制度審議会が発足した経緯等からいっても、国民の期待からいっても、僕は重大なことだと思つたのです。僕は、行政府の外からひそかに様子を伺つておるものと、現在法案成文作業中ですが、どうも懸念される面があると思つたのです。これができ上がつて法律案として出てきてからの議論も意義があるわけですが、それでは私はおそきに失すると思つた。それから、これだけ言へばある程度わかると思つたのですが、基本的な皆様方の考え方を承り、お約束しておいていただきたい。いかがですか。

○政府委員(大上司君) ただいまの先生の御質問でございますが、ごもっともと思つた。そこで、われわれがいたしましては、この選挙制度審議会が発足するについて、いろいろ国会で御審議を願つた趣旨でこれを取りまとめたい。ただその間に、選挙制度審議会からいろいろいゝゆる法律用語でないものが出てくる場合が多々見受けられます。いゝゆるこれを技術的に申しします。法律用語となる場合いろいろ議論があると思つた。そういう面をわれわれは十分検討して所期の目的を達したい。このような方針で現在作業を進めております。したが、いましめて、作業並びにこれに織り込む精神等については、主管局長から答弁させます。

○政府委員(松村清之君) 現在事務局では、選挙制度審議会の答申を尊重して、これは法律の字句にございまして、よりに、法律のとおりに尊重いたしまして立案に当たつております。ただ、今政務次官のほうからお話がある。したうに、選挙制度審議会の答申を立法化するにあたりまして、法律技術的に、また憲法との関係もございまして、そのとおりの表現のできがたいところもあるわけでございます。その点につきましては、その答申でねらつておる趣旨が実現される他の方法で今も案を作りまして、関係当局と話し合ひをしていく最中でございます。

○矢嶋三義君 私は、事前に警告をし、要望を含めて何つておきますがね。尊重するといふことは審議会法の中にもあるわけで、これは当時国会でも十分議論され、みな了承の上で法律は成立しておるわけなんです。しかし、尊重といふ場合に、いろいろ意味があると思つた。答申なら答申があつた、その一部、大部分やつても、尊重です。しかし、その尊重といふ場合に、その答申の中の非常に重要な骨子といふものを取り入れなければならない。尊重したといふことにならないと思つた。一言半句の言葉でなく、その答申の大部分の中の骨子となる重要なポイントが取り入れられなければならない。僕は尊重されたことにならないと思つた。それでは、いろいろ議論があるが、きょうは内容を議論するときに伝えられておる立候補制限、ことに国家公務員の立候補制限、あるいは罰則強化といふのは、あの答申の中の一環ウエートを置いたところですよ。あの審議会発足のときも、選挙法といふのは、政党人あるいは議人だけで

考えないで、第三者の国民の良識で検討してもらうのが適当じゃないかという大きな筋から、ああい審議会で、野村さんが会長で、精力的に扱ってこられた。答申の段階には、憲法との関係においていろいろ十分論議されておると思うのです。ところが、都合が悪いからといって、憲法なんか引っぱり出してきて、そうして重要な部分を軽視した形であつた方のほうで改正案の成文作業をするという基本的態度が、私は了承できないのです。先ほどの局長の答弁の中には、かなり含みのある点もあつたようですが、私はこの基本的な態度は絶対曲げてはならないと思う。審議会が発足した当時の経緯からいって、私はここにあまり角の立つことは言わないけれども、けさあたりの新聞を見ても、九日に閣議決定する予定だったのに對して、ある政界方面から若干の意見が入って、この決定は延びるやに予測されるような記事も出ております。その間に尊重の實質的な内容がどういふふうに変つていくかもしれないというおそれを、私は、日本の政界、政党の過去のあり方から懸念するものです。それでは、審議会の発足した意義からいって、国民の期待にも、著しく私は反することになると思ふのです。したがって、審議会の発足した立法の趣旨からいって、法案の成文作業をやられてゐる事務局、行政府としても、もう一本しっかりした筋を通して、そうして国民の期待に沿うようにしていただかなければならぬと、非常に私は危惧するがゆゑに、法案が活字になつてから論じて、死兒のよわいを数えるたぐいになるおそれがありますので、注

意を喚起する意味において、また要望を含めて伺つたわけですが、政務次官に責任ある御答弁をひとつお願いしておきます。

○政府委員(大上司君) ただいまの御趣旨、よく承りました。と同時に、作業の進め方におきましても、先生の御趣旨を体し、なお、さらに、当初御発言がございました、所管大臣にもよくその趣旨を通じ、なお、さらに、この答弁につきましても、所管大臣から次回にさしていただきます。このようにさせていただきますと思ひます。

○矢嶋三義君 きよらは、内容に触れませんので、この点はこので質問を終わります。

もう一点伺つておきますが、これと関連するわけですが、警察庁からもお見えになつていますから、両者からお答えいただきたいと思ひます。

この前、予算の説明を承りましたところ、警察庁関係で参議院議員選挙取り締まりとして約五千万円今年度新たに計上された。それから自治省関係で参議院議員通常選挙の公明化推進に必要な経費として新たに本年度一億円の予算が計上されておる。そうしてわれわれに審議を求められておるわけですが、この点について私はこれもあとでとやかく言つても意味がないわけですから、事前に注意を喚起する意味で何うの ですが、一体、今のところ七月一日が参議院選挙と予想されておりますが、それ以外に地方選挙が本年度相当数ありますが、すでに選挙は始まつていて、ものすごい腐敗選挙の前哨戦が行なわれている。そういう時期に自治省とか警察庁が知らぬ顔をしておつて、そうしていよいよ選挙の勝負がきまつたという告示前後ごろから公明選挙云々と言つて、たれ幕を下げたり、それから宣伝車を出しているのを見て、僕はこつぱい千円だと思ふのです。いつも僕はそう思ふ。これは国費の乱費だと思ふ、意味をなさぬと思ふ。ほんとうに腐敗選挙を是正しようという熱意があられるなら、こ

ういふ今申し上げたような、新たに約一億五千万円計上されておるわけですが、そういう予算を要求する根拠、熱意があるなら、すでに始まつて、供応なんか至るところで行なわれております。それから高級公務員云々がありまして、きよらは、相当遺憾なところが次々に行なわれておるのです。これは良識ある具眼の士のひとしく認めるところだと思ふのです。そういう事態をなぜ放置しておくのか。これを放置しておいて、そうして物事が済みかけたころいろいろ指導してみたり、声明をしてみたり、意味をなさぬじゃないですか。言葉は、例はよくないかもしれないが、どろぼうが家の中に入つて物を盗んで、それを黙つて見ておつて、そうしてどろぼうが目的を達して逃走した後に、捜査費を使つてそれと追ひかけ回す部類と違ひはないと思ふ。あまりに明々白々たるものを、それは取り締まりの限度もありましようし、事前運動めいたものもなかなか境界はむずかしいのです。しかしながらほんとうに熱意があれば放置できないはずですよ。よりよくなるためにあなた方がなし得る事柄はあると思ふ。それはしかも成果は上げ得る

と思ふのです。それをなして初めて国民の血税を予算要求してくる意義があると思ふのです。これらの点について政府委員の皆さん方は、事務当局の方はどういう見解を持たれておるか、それを承るとともに、こつぱい質疑があつたといふことを上司の長官に對してひとつ御報告をしておいていただきたいと思ひます。それで他日適當な機会に私はそれぞれの長官はいかよう報告を受け、そうしてどういふ所懐を持たか、他日適當な機会に、委員会において質疑したいと思ひます。それだけ皆さん方にお伺ひして、きよらの質問を終わつておきたいと思ひます。

○政府委員(松村清之君) 選挙の公明化をはかります根本は、国民の政治常識あるいは選挙の道義を高めることにありと存じております。そこで政府といたしまして、民間のいろいろな団体と協力しまして、近年公明選挙運動という運動を全国的に行なつておるのをごさいます。幸い本年度、昨年の四月から始まりました本年度におきましては経費も一段と拡充されましたので、平素からいろいろと運動を行なつております。たとえば、基本的にはい

努力はいたしておるのでございます。しかし、何分にもこつぱい運動は一挙にその効果を見るものでもございせんので、遺憾ながらお話しのような事態もあろうかと思ひます。ただ先ほどお話しの一億円の予算は、これは来年度の参議院の選挙のための予算でございます。これは四月から参議院の選挙が終ります期間に、さらに積極的にこつぱい運動を行なうためのものをごさいます。すでに本年度におきまして、来たるべき参議院選挙を目的としたしまして、今申しましたような運動をやつておるような次第でございます。

○政府委員(新井裕君) 御指摘のようになつて、この数年たいへん事前運動が盛んになつております。ですから、われわれの取り締まりの方針をいたしまして、選挙運動期間中だけを目標にするわけには参りませんのです。ですから、実際にあげた数字を見ても、この数回の選挙は事前運動で検査したものと相当出で参つております。今回のこの夏に行なわれるであろう参議院選挙の事前運動につきましては、そういう観点から、昨年十月に本部長会議を開きました際に、私からその旨を示達いたしました。十分に視察をいたしまして、悪質な者で、証拠の明らかなものはするように指がいたしてあります。ただいまのところ検査いたしたものはございませんけれども、事前運動として警告をいたしましたものは四十二件報告が参つております。今後ともわれわれとしてもそういう方針で厳重に事前運動を取り締まつていきたいと思つております。

島県婦人団体連合会内

万野ハツエ外一万四

千四百二十四名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第八一〇号と同じである。

第八八二号 昭和三十七年一月二十

四日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 兵庫県西ノ宮市甲子園

口二ノ三三四 寒竹晴

海外五十一名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第八一〇号と同じである。

第八八三号 昭和三十七年一月二十

四日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市福島区茶園町八

〇 六車孝外五十三名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第八一〇号と同じである。

第八八四号 昭和三十七年一月二十

四日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 京都市下京区花畑町

渡辺隆外五十九名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第八一〇号と同じである。

第八九四号 昭和三十七年一月二十

五日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市大正区泉尾竹町

四ノ四 新田義徳外五

十五名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第八一〇号と同じである。

第八九五号 昭和三十七年一月二十

五日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市港区新池田二ノ

三 山中良市外四十五

名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第八一〇号と同じである。

第八九六号 昭和三十七年一月二十

五日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市港区高尾町二ノ

三九 三好宗一外四十

九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第八一〇号と同じである。

第八四〇号 昭和三十七年一月二十

三日受理

地方財政関係法の抜本的改正に関する

請願

請願者 東京都北多摩郡保谷町

上保谷一、八一六 小

林俊雄

紹介議員 山本 杉君

昭和三十六年五月一日公布の地方税法の一部を改正する法律（法律第七十四号）は、地方税制の自主性強化を目的とした内容のように聞いていたが、そ

の内容を具体的に検討してみると、その改正目的であるべき簡素合理化とは逆に一般と複雑化し、地方住民に対しては、よりいっそうの負担増大を要求している。このため、東京都北多摩郡保谷町役場では、六十万円の工事費をもつて庁舎を増築し、職員十名を増員する結果となつてゐるから、真に自治に値する自治政を維持しうる財政を確立するよう、（一）地方交付税法第六條による交付税の総額の引き上げ、（二）独立税の市町村税源への大幅移管、（三）地方自治法第二百五十条、起債許可の制限の撤廃、等地方財政関係法を抜本的に改正せられたいとの請願。

第八八〇号 昭和三十七年一月二十

四日受理

地方財政関係法の抜本的改正に関する

請願

請願者 東京都北多摩郡保谷町

上保谷一、八一六 保谷

町議会内 山本一司

紹介議員 加藤シツエ君

この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第八八一号 昭和三十七年一月二十

四日受理

地方財政関係法の抜本的改正に関する

請願（三通）

請願者 東京都北多摩郡保谷町

上保谷一、八一六 保谷

町議会内 太田卓蔵外

二名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

昭和三十七年二月九日印刷

昭和三十七年二月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局